

遺言公正証書の作成

1. 必要な書類等

- * 作成しようとする遺言の内容が具体的に分かるメモ
- * 付言事項がある場合は、その内容を記載したメモ(後に記載)
「付言事項」と題して清書し、署名捺印した書面で可
- * 遺言者の実印 (公正証書の作成の時必要になります)
印鑑登録証明書1通 (3か月以内に発行されたもの)
- * 遺言者の戸籍謄本(相続人に相続させる場合、遺言者と相続人の続柄の分かる物で、発行後3か月以内のもの)
- * 相続・遺贈を受ける人の住民票
- * 証人の氏名、生年月日、住所、職業が分かるメモ
{未成年者、推定相続人並びに推定相続人の配偶者及び直系血族は証人になれません(配偶者とその子供及び孫は証人になれない)}
ひとは私になりますので、あとひとり必要です。証人は公正証書作成の時、認印がいらいます。
- * 遺言執行者をおく時は、遺言執行者の氏名、生年月日、住所、職業が分かるメモ
- * 不動産の登記簿謄本 (管轄法務局でとれます。登記事項証明書のことです)
- * 固定資産評価証明書か名寄帳または、不動産の個別価格が分かる納税通知書
(固定資産評価証明書は市区町村の役所、出張所で必要書類を提出して発行されます)。
- * 預金通帳, 保険証券, 株券などの債券証書のコピー (金額が記載されている部分は、遺言書の作成には必要ないですが、公正証書遺言作成の手数料の計算のため、合計額を事前に公証人に伝える必要があります)。

2. 相続させたい人が自分よりも先に亡くなるという事態も想定して、その場合は別の人に相続させるという「予備的遺言」の条項を入れておくと、後で遺言公正証書を作り直す手間が省けます。

遺言執行者を選任し、預貯金の引き下ろしなどの権限を付与しておくと、これらの手続がスムーズに行なえます。(未成年者及び破産者は遺言執行者になれない)

遺言執行者は、普通は相続人ですが、司法書士又は弁護士に頼むこともできます。。

7. 手数料

合算額が手数料となります。不動産の時価評価額については、福岡・博多公証役場では全国の多くの公証役場と同様、固定資産評価額の1.4倍です。

目的物の価額	手数料
100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	1万1000円
1000万円まで	1万7000円
3000万円まで	2万3000円
5000万円まで	2万9000円
1億円まで	4万3000円
1億円を超える場合	段階的加算
1億円を超え3億円以下	4万3000円に5000万円までごとに1万3000円を加算